

新型コロナウイルス感染症発生時の下関保健所の調査について

下関市内の事業所や施設等において新型コロナウイルス感染症の患者が発生した際には、下関保健所が感染症法に基づく積極的疫学調査(※1)を実施します。この調査に関する下関保健所の対応は以下の通りとなりますので、ご協力よろしくお願ひします。

1 勤務先や所属等に対する積極的疫学調査の実施

- (1) **濃厚接触者(※2)のリストの作成を依頼** (氏名、生年月日、年齢、住所、電話番号等)
患者の勤務状況、最終出勤日、行動履歴の確認や勤務先等の見取り図などにより、フロアーの状況、座席の配置等を保健所が確認して濃厚接触者を決定。
- (2) **消毒についての指導**
アルコールまたは次亜塩素酸ナトリウム等による患者の動線や不特定多数が触れる場所(ドアノブやスイッチ等)の消毒について指導。
 - 調査の前に準備をしていただくこと
 - ・保健所との連絡窓口担当者を決めておく
 - ・患者が在籍する部署のフロアーの見取り図(座席表を含む)

2 下関保健所から濃厚接触者に対して自宅待機を要請・PCR検査の実施

※ただし、現時点での対応であり、今後自宅待機の期間等、変わる場合があります。

※濃厚接触者のPCR検査については、令和2年5月29日から、「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領(国立感染症研究所)」に基づき全ての対象者に実施されます。

- ① 濃厚接触者に対しては、最終接触日から2週間の自宅待機を要請
- ② 濃厚接触者に対しての健康観察：毎日の検温を依頼し、事業所や施設等で取りまとめの上、保健所に連絡をするように依頼する。また、発熱等体調不良の時には自宅住所を管轄する保健所が設置した「帰国者・接触者相談センター」に連絡するように伝える。
- ③ 濃厚接触者について自宅住所を管轄する保健所に対して、下関保健所から情報提供を行うことを伝える。

※ 保健所は、濃厚接触者以外の人についての行動制限は不要のため、自宅待機などの要請はいたしません。ただし、事業者や施設が独自の判断の下に、濃厚接触者以外の人に在宅勤務を指示したり、観察期間を延ばしたりすることについては、妨げるものではありません。

※ 保健所は消毒場所や消毒剤等を指導します。消毒の実施は各事業所、施設等でしていただきます。

※ 保健所から事業者や施設等に対して、情報を公表するように指示することはありません。独自判断で公表する場合は、個人情報の保護や人権上の配慮に十分ご注意ください。

(※1) 積極的疫学調査とは (感染症法第15条)

感染症法に基づき、保健所など行政が感染症の発生した周辺状況などの情報を収集し、発生した集団感染の全体像や感染経路及び感染源などを推定し、感染拡大の防止に役立てるもの。

(※2) 濃厚接触者とは、「患者(確定例)」「(「無症状病原体保有者」を含む。以下同じ。)の感染可能期間(★)に接触した者のうち、次の範囲に該当する者。

- ・患者(確定例)と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者
- ・適切な感染防護無しに患者(確定例)を診察、看護若しくは介護していた者
- ・患者(確定例)の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・その他：手で触れることの出来る距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策なしで、「患者(確定例)」と15分以上の接触があった者(周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する)

(★)発熱及び咳・呼吸困難などの急性の呼吸器症状を含めた新型コロナウイルス感染症を疑う症状(発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐など)を呈した2日前から隔離開始までの間

(★)「無症状病原体保有者の感染可能期間」とは、陽性確定に係る検体採取日の2日前から入院、自宅や施設等待機開始までの間